

■実施方針に係る新旧対照表

実施方針に係る主な修正内容は以下のとおり。
 なお、項目や字句の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名	該当箇所		旧	新
		頁	項目	令和5年12月公表版	令和6年4月修正版
1	特定事業の選定に関する事項	2	1 (1) オ	<p>オ 本施設等の概要 本施設は、「スポーツ・コンベンションセンター」、「外構」及び「自由提案施設」で構成される。また、本施設とは異なる事業用地に本施設利用者用の「駐車場」を検討している。本施設及び駐車場（以下、「本施設等」という。）は、地方自治法第244条に規定する「公の施設」として県民の利用に供する。</p> <p>(ア) 本施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ・コンベンションセンター メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場及び付属施設である。 ・ 外構 多目的広場、本施設用地内駐車場・駐輪場及び付属施設である。 <p>(イ) 駐車場 駐車場については、基本構想において住吉町15番街区に整備することとしているが、県が設置した「鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会※」の検討結果によっては、本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増により機能代替を検討する。</p> <p>※ 鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会（令和4年12月設置） 本港区エリア一帯の利活用について、「スポーツ・コンベンションセンター基本構想」や港湾としての機能を踏まえつつ、県全体に経済効果を波及させていくという視点を念頭に置いて、同エリアを巡る様々な意見も聞きながら、鹿児島県本港区エリアまちづくりグランドデザインの開発コンセプトに基づき、同エリアの利活用の全体像の検討を行うことを目的に構成する委員会。</p>	<p>オ 本施設の概要 本施設は、「スポーツ・コンベンションセンター」、「外構」及び「自由提案施設」で構成され、地方自治法第244条に規定する「公の施設」として県民の利用に供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ・コンベンションセンター メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場及び付属施設である。 ・ 外構 多目的広場、本施設用地内駐車場・駐輪場及び付属施設である。 <p>※ 基本構想において住吉町15番街区に整備することとした駐車場については、本事業には含めない。</p>

■実施方針に係る新旧対照表

実施方針に係る主な修正内容は以下のとおり。
 なお、項目や字句の修正などの軽微な修正については、本表の記載を割愛する。

No	項目名		該当箇所				旧	新
			頁	項目			令和5年12月公表版	令和6年4月修正版
2	特定事業の選定に関する事項	事業期間	2	1	(1)	ク (ア)	(ア) 施設整備期間 令和7年4月から令和11年3月末日	(ア) 施設整備期間 令和7年4月から令和11年3月末日※ ※ 施設整備期間について、供用開始日及び事業終了日を変更しない場合に限り、事業者は、令和11年5月末日まで施設整備期間を延長する提案ができる。その場合、開業準備業務については、施設整備期間中であっても供用開始日に支障をきたさないよう、並行して業務を実施すること。